

令和7年度ツキノワグマ専門人材派遣業務委託仕様書

1 業務の名称

ツキノワグマ専門人材派遣業務

2 業務の目的

ツキノワグマの生態や被害対策等に知見を有する人材を県庁及び振興局等に派遣することで、職員の資質向上を目指すとともに、専門知識を施策に反映させる。

3 業務の期間

契約の日から令和8年2月27日までとする。

4 業務の場所

岩手県自然保護課又は岩手県広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター

5 業務の概要

(1) 業務内容

以下を想定しているが、業務内容の詳細については、契約締結後に委託者と調整し決定すること。

①自然保護課

- ・施策の展開に係る業務支援
- ・次年度の事業に係る提案
- ・自然保護課主催の研修会における技術指導 等

②振興局

- ・ツキノワグマ人身被害現地調査の実施に係る調査方法や分析方法のノウハウ指導
- ・市町村の被害現場現地調査、出沒要因解析、被害防止対策への助言方法の技術指導
- ・振興局担当者向け研修会の講師 等

(2) 派遣場所及び派遣回数

原則、以下のとおりとするが、派遣場所及び各場所における派遣回数については、契約締結後に委託者と調整し決定すること。

- ・自然保護課 2回

(うち委託業者事務所での内勤1回、内勤にはWEB会議又はWEB研修会等を含む)

- ・広域振興局保健福祉環境部4公所(派遣日内で保健福祉環境センターへの移動も含む)
各2回(計8回)

(各 2 回のうち委託事業者事務所での内勤 1 回、内勤には Web 会議・研修会を含む)

6 責任者の配置

業務の履行に際しては、責任者を設置することとし、責任者は現に、農林水産省が登録する「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」または、環境省が登録する「鳥獣保護管理プランナー」若しくは「鳥獣保護管理調査コーディネーター」として登録されている者であり、入札参加申請時点で当該法人に所属している者であること。

7 その他

受託者は本業務実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

また、労働関係法令等の諸法令についても遵守すること。

8 成果品について

(1) 電子媒体 (CD-ROM) 2 部

(2) 提出期限及び提出先

調査状況記録データ：令和 8 年 2 月 27 日までに、岩手県環境生活部自然保護に提出する。

9 仕様書に定めるもの以外の次項

この仕様書に定めるもののほか、必要な事項は別途協議する。